

報告第 13 号

**臨時代理した事件(名張市教育委員会要綱で定める様式の性別欄の  
取扱いに関する要綱の制定)の承認について**

名張市教育委員会要綱で定める様式の性別欄の取扱いに関する要綱の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 3年 4月 8日報告

名張市教育委員会  
教育長 西山 嘉一

## 名張市教育委員会要綱で定める様式の性別欄の取扱いに関する要綱の制定について

### 1. 制定理由

「性の多様性を認め合うまち・なばり」宣言に関する決議の主旨を踏まえ、教育委員会の要綱で定める様式に規定された性別欄の取扱いの特例を定めるものである。

### 2. 制定内容

教育委員会の要綱で定める様式に規定された性別欄、男女欄その他これらに類する欄については、次に掲げる場合を除き、当該要綱の様式の定めにかかわらず、当該欄がないものとして適用し、当該様式を使用するものとする。

- (1) 統計上又は医療上、性別情報を収集する必要がある場合
- (2) 当該様式による書面が提出されたことによりサービスの提供その他の対応を行うに当たって、性別の違いによる必要かつ合理的な配慮をする必要がある場合
- (3) 本人確認のため、性別情報を収集する必要がある場合
- (4) 男女共同参画の推進のため、性別情報を収集する必要がある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その業務を行うために性別情報が必要とする明確な理由がある場合

### 3. 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

## 名張市教育委員会要綱で定める様式の性別欄の取扱いに関する要綱

教育委員会の要綱で定める様式に規定された性別欄、男女欄その他これらに類する欄については、次に掲げる場合を除き、当該要綱の様式の定めにかかわらず、当該欄がないものとして適用し、及び当該様式を使用するものとする。

- (1) 統計上又は医療上、性別に係る情報（以下「性別情報」という。）を収集する必要がある場合
- (2) 当該様式による書面が提出されたことによりサービスの提供その他の対応を行うに当たって、性別の違いによる必要かつ合理的な配慮をする必要がある場合
- (3) 本人確認のため、性別情報を収集する必要がある場合
- (4) 男女共同参画（名張市男女共同参画推進条例（平成17年条例第24号）第2条第1号に規定する男女共同参画をいう。）の推進のため、性別情報を収集する必要がある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その業務を行うために性別情報が必要とする明確な理由がある場合

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。